

特定事業所集中減算にかかる「正当な理由」についてQ&A

Q1 「通常の事業の実施地域」とは？

A1 各事業所で運営規程に定めたものです。

(参考:平成27年4月改定関係Q&A(Vol. 2))

問33 留意事項通知の第三の 10 の(4)の①の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部(市町村合併前の旧町)などのエリアに変更することは可能か？

(答) 指定居宅介護支援事業者は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第38号)第18条において運営規程に通常の事業の実施地域について定めることになっており、これに基づき適切に対応いただきたい。

Q2 利用者の希望により1つの事業所に集中した場合は「正当な理由」となるか？

A2 単に利用者が希望したというだけでは「正当な理由」に該当しません。正当な理由(5)に該当させる場合は、該当する居宅サービス計画1件につき、「理由書」及び「ケアプランに係る意見・助言内容」の両方について添付が必要です。その他の理由に該当させる場合は個別に判断しますので、その詳細について報告を求めることとなります。

Q3 正当な理由(5)に例示されている、「地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの」とは、具体的にどのような場合か。

A3 例としては、地域ケア会議のほか保険者が実施するケアプランチェックや事例検討会、保険者の窓口等において当該利用者の支援内容について意見・助言を受けた場合等です(特段の問題がなく、意見・助言がなかった場合も含まれます。)。なお、類似のケースについては複数の事例を一括して意見・助言を受けることは差し支えありません。

Q4 正当な理由(5)サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合に該当するとして申請する場合の記載方法及び添付書類は？

A4 (例)通所介護を位置付けた居宅サービス計画数 : 101件

紹介率最高法人を位置付けた計画数 : 81件…A

Aのうち事業所の選定にあたって意見・助言を受けた計画数: 3件…B

→ この場合、紹介率は $81 \div 101 \approx 80.2\%$ となりますが、

Bを計算から除くと

$(81 - 3) \div (101 - 3) = 79.6\%$

となるため、減算の対象外となります。

正当な理由(5)に該当させる場合は、別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報

告書」を提出するほか、別紙(様式任意)に上記のような計算式等を記入して提出してください。

また、計算から除外した居宅サービス計画1件につき、「理由書」及び「ケアプランに係る意見・助言内容」を添付してください。

その他の添付書類については、原則として提出は求めませんが、事業所の選定にかかる書類又は記録を整備してください。(実地指導で確認する場合があります。)

(参考:平成27年4月改定関係Q&A(Vol. 2))

問28 留意事項通知の第三の10の(4)の⑤の(例)について、意見・助言を受けている事例が1件でもあれば正当な理由として集中減算の適用除外となるか。(下記事例の場合に①・②のどちらになるか)

(例)居宅サービス計画数:102件

A 訪問介護事業所への位置付け:82件(意見・助言を受けている事例が1件あり)

①助言を受けているため正当な理由ありとしてA 事業所に関する減算不要。

$82 \div 102 \times 100 \approx 80.3\%$ …正当な理由として減算なし

②助言を受けている1件分について除外。

$81 \div 101 \times 100 \approx 80.1\%$ …減算あり

(答) 居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。

Q5 正当な理由(5)サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合の「理由書」について、既存の利用者分については、どう対応したらよいか。

A5 通常、ケアプランは6か月に1度程度見直すことから、ケアプランの見直しの際に、理由書を得ることを想定しています。

集中減算の判定期間が6か月であることから、この判定期間中いずれかの時期に得られた理由書を集中減算報告書に添付してください。判定期間内に複数回ケアプランを見直し、複数枚の理由書を得ている場合は、直近のものを提出してください。

なお、地域ケア会議等には、理由書の提出は必要ありません。

Q6 県で示されている理由書は事業所で作成した任意の様式でも良いか？

A6 最低限、県で示している理由書の内容が盛り込まれているものであれば、任意の様式でも差し支えありません。ただし、原則は県様式を使用してください。

<記載内容例>

- ・利用者住所
- ・利用者へ事業所を紹介する際の説明方法
- ・複数の選択肢の中から利用者が希望した理由

<県での主な確認ポイント>

- ・事業所が異なる法人のサービス事業所を複数紹介しているか
- ・故意に偏った説明の仕方をしていないか
- ・利用者が複数の選択肢から事業所を選んでいるか